

### JCO臨界事故21周年集会

日時 9月26日(土)  
13時30分～15時30分  
場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館小ホール  
内容 ・報告:「JCO臨界事故を語り継ぐ」  
・特別報告:「東海第2原発の再稼働問題」

# 自治労茨城

水戸市桜川 2-3-30 自治労茨城県本部  
Eメールアドレス [kenhonbu@j-ibaraki.jp](mailto:kenhonbu@j-ibaraki.jp)  
編集発行人 = 千歳益彦  
毎月 5 の日発行  
定価 = 1部5円(組合費を含む)  
印刷所 = コトブキ印刷株式会社

## 組合活動と課題を学ぶ ブロック活動者学校開く



8月5日の水郡ブロック活動者学校

2020年度ブロック活動者学校は新型コロナウイルス感染を考慮し開催を延期してきましたが、今年度第1回目を8月4日の県北ブロックをスタートに8月20日の県南ブロックまで、県内6か所で開催しました。

今回は、感染拡大防止のため、会議室の大きさを確保し、参加人数を制限し、30人規模で開催しています。第1回は、「自治労運動と

2020年度ブロック活動者学校は新型コロナウイルス感染を考慮し開催を延期してきましたが、今年度第1回目を8月4日の県北ブロックをスタートに8月20日の県南ブロックまで、県内6か所で開催しました。

今回は、感染拡大防止のため、会議室の大きさを確保し、参加人数を制限し、30人規模で開催しています。第1回は、「自治労運動と

私たちの課題」をテーマに千歳県本部委員長が講演。とくに、組合員の声を取り上げ、要求し、交渉する組合活動の基本活動や賃金・労働条件の改善を柱とする課題について説明しました。

次回は、9月1日から10日まで「助け合い・じちろうの共済について」をテーマに自治労共済茨城県支部花岡事務局が講義します。多くの参加をお願いします。



単組代表者会議であいさつする千歳委員長

## 本部方針に賛成で臨む

### 単組代表者会議開く

新型コロナウイルスの感染拡大により、名古屋市で開催予定の自治労本部第93回定期大会の開催の開催を断念し、「書面審議」となりました。

これを認め、質疑討論

県本部は、単組代表者

の機会確保や賛否確認の透明性などの民主的手続きの観点から、8月26日に代表者代表者会議を開催することが確認されました。

会議を8月21日、自治労会館で開き、代表者代表者会議で審議される予定の「当面の闘争方針(案)」に臨む態度について討議しました。

はじめに千歳委員長は「この会議で、ウエブ会議となった代表者代表者会議と全労済自治労団体生命共済の抜本的改正について意見集約を行ってみたい」と述べたあと、人事院勧告に触れ、「人事院は月例給の民調を8月17日から9月30日まで調査することを明らかにした。勧告は10月末か11月に入ってから予想される。月例給は引き下げにならない方がいいが、一時金は減額が避けられない」と述べた。

次に、10月7日に開催することになった本部臨時大会の決定などの経過報告と協議事項の「代表者代表者・議案の概要と臨むにあたって」を生井澤書記長が提案。代表者代表者会議に臨むにあたっては、①第1号議案の当面

## 人事院が月例給調査

### 公務員連絡会へ見解示す

人事院は、公務員連絡会に対し、賞与等の調査を先行し調査実施時期等を

人事院は、公務員連絡会に対し、賞与等の調査を先行し調査実施時期等を

人事院は、公務員連絡会に対し、賞与等の調査を先行し調査実施時期等を

人事院は、公務員連絡会に対し、賞与等の調査を先行し調査実施時期等を

人事院は、公務員連絡会に対し、賞与等の調査を先行し調査実施時期等を

人事院は、公務員連絡会に対し、賞与等の調査を先行し調査実施時期等を

## 人勧期闘争はこれから

### 公務員連絡会が要求書

公務員連絡会は、8月5日、一宮人事院総裁と交渉を実施し、「2020年人事院勧告に関する要求書」を提出しました。

公務員連絡会は、8月5日、一宮人事院総裁と交渉を実施し、「2020年人事院勧告に関する要求書」を提出しました。

公務員連絡会は、8月5日、一宮人事院総裁と交渉を実施し、「2020年人事院勧告に関する要求書」を提出しました。

公務員連絡会は、8月5日、一宮人事院総裁と交渉を実施し、「2020年人事院勧告に関する要求書」を提出しました。

公務員連絡会は、8月5日、一宮人事院総裁と交渉を実施し、「2020年人事院勧告に関する要求書」を提出しました。

公務員連絡会は、8月5日、一宮人事院総裁と交渉を実施し、「2020年人事院勧告に関する要求書」を提出しました。

公務員連絡会は、8月5日、一宮人事院総裁と交渉を実施し、「2020年人事院勧告に関する要求書」を提出しました。

公務員連絡会は、8月5日、一宮人事院総裁と交渉を実施し、「2020年人事院勧告に関する要求書」を提出しました。

## ようこそ自治労へ ～新人組合員労働学校～

日時 9月12日(土)  
開会 13:00～16:30  
場所 ホテルテラスザガーデン水戸  
水戸市宮町1-7-20  
(水戸駅南口直結)  
講義①「自治労共済」について  
講義②「自治労ってなに？」  
講義③「女性が働き続けるために」  
質疑  
まとめ



新型コロナウイルス感染症に対する超過勤務、休暇等の

新型コロナウイルス感染症に対する超過勤務、休暇等の

新型コロナウイルス感染症に対する超過勤務、休暇等の

新型コロナウイルス感染症に対する超過勤務、休暇等の

# コロナ禍の働き方考える

## 青年女性労働学校を開催

コロナウイルス感染症の影は業務量の増大など私たちの職場にも大きく影響を及ぼしています。一方で、「働き方改革」が実現することが重要な



青年女性労働学校で講演する松上講師

です。

革関連法が成立しました。が、労働時間の短縮、年休の完全取得など真の働き方改革は労働組合の力で実現することが重要です。

さつに続き、「コロナ感染下の職場状況はどう変わったか」について那珂市職と常陸太田市職の2単組から報告を受けました。次に、「働き方改革を

松上さんは、「今の職場は働く者の立場に立つてコロナ感染対策を実施しているのか」、「年休・病休など安心して休める職場になっているのか」、「テレワーク・在宅勤務などが労働基準法の骨抜きになっていない

## 2020 水辺にふれあうつどい

### 2020 水辺にふれあうつどい

自治労は、健全な水循環を進め、水は公共のものであることや、公営での運営の意義を広く住民に訴える場として、「自治労水週間」を実施し、今年で36回を迎えます。

今年のテーマは、「おいしい水でいつも幸せ」です。この取り組みの一環として、県内の水道職場の仲間をつくる県本部公営企業評議会は8月1日、茨城町・網掛公園で「水辺

にふれあうつどい」を実施し、20人が参加しました。はじめに、横町県本部公企評議長が水問題の重要性を訴えたあと、参加者は炎天下の中、涸沼沿



岸の清掃活動を実施しました。水を巡っては、近年頻発する自然災害におけるライフラインの確保、水道法改正による水道事業

の民営化の動きなど厳しいものがありますが、水は公共の財産として大切に守っていくことが求められています。

かなど、コロナウイルス禍が労働者の権利侵害にならないよう、点検し、「今が労働組合の出番である」ことを強調しました。

最後に山田青年部長が、全体集約を行い、団結カンパニーで労働学校を締めくくりました。

### こころの相談室

## パワハラで部下を追い込まないために...

医師 山本晴義

昨年、長時間労働やパワハラなど強いストレスが原因で精神障害になり、労災を申請した人は2060人。これは過去最多です。労災認定されたのは509件でこちらも最多でした。

と、「医療・福祉」426件、「製造業」352件、「卸売業、小売業」279件の順で多く、年齢別では「40～49歳」639件、「30～39歳」509件、「20～29歳」432件となつています。

は、医師、看護師の人手不足が常態化しており、その結果として長時間労働が生み出されていることが大きな原因だと思えます。

専門職としてのストレスの高さから、追いつめられてしまう人も多そう

です。今年は、コロナウイルス感染拡大から医療現場がひっ迫していますから、より心配です。ストレスによる心身不調は、若い世代にも広がっています。

新入社員やそれに近い人たちが自殺に追い込まれるケースなどです。これは「上からの強制（命令）による長時間労働」という「働かされ方」が根強く残っているのが原因でしょう。

今年6月から、大企業では職場のパワハラをスメント防止対策が事業

### 無料法律相談、随時OK

自治労茨城県本部では、無料法律相談を随時行っています。労働・生活に関わる悩み事などお気軽にご相談ください。自治労茨城県本部顧問弁護士が相談に応じます。

相談先 自治労茨城県本部顧問弁護士 丹下 昌子  
水戸市南町3丁目4番57号  
水戸セントラルビル3階  
丹下・小沼法律事務所  
電話 029-224-5150 Fax 029-226-2191

尚、法律相談は、依頼者（相談者）が丹下・小沼法律事務所に直接電話し、相談日程等を決めて下さい。法律相談は、個別事案ごとに、初回の法律相談を無料とし、2回目以降は所定の報酬および経費を依頼者（相談者）が支払うこととなります。

こくみん共済 NEWS 5120W003

## じちろう共済も新愛称

### 「こくみん共済 coop 〈全労済〉」を使用します

組合員の皆さまの手続き等は必要ありません

「じちろう共済」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
全労済全体では、2019年6月より新愛称「こくみん共済 coop」を使用しています。  
自治労共済推進本部でも、新愛称「こくみん共済 coop 〈全労済〉」の使用を開始します。

自治労共済本部の組織名は、「こくみん共済 coop 〈全労済〉 自治労共済推進本部」に変わります。

新組織名においては、当面の間、〈全労済〉の略称も併記します。  
チラシや各種書類上の表記は、2020年9月以降随時変更します。しばらくの間は、新旧名称がチラシや書類によって混在します。組合員の皆さまの手続き等は、必要ありません。

こくみん共済 〈全労済〉 自治労共済推進本部  
全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。